

規制シート(様式)

150195001180001

平成29年1月11日

規制の名称	司書及び司書補の資格取得の講習	所管府省	文部科学省
根拠法令等	図書館法(昭和25年法律第118号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	生涯学習政策局社会教育課長 西井 知紀
規制目的	司書及び司書補の養成を図ることによって、社会教育行政の充実を図る。		
規制内容の概要	司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	司書及び司書補の養成を図り、社会教育行政の充実を図るために必要な最小限の規制であり、これらの規制が過剰となっていたり、認可申請を阻害したりしている状況ではない。	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	なし		
次の見直し時期	平成33年度		